

# 浜中町安心住まいの促進事業

町では、町民が永く安心して住み続けられる住まいづくりと住環境整備の促進、地域経済の活性化を図ることを目的に、住宅の新築およびリフォームを行う方に助成金を交付しています。

令和4年度から下記の条件に変わりました

☆**令和3年度以前に、助成を受けた方も全員が改めて利用可能となります。**

- ① 新築住宅を取得した場合5年後に住宅リフォームの申請ができます。
- ② 住宅リフォームの申請が合計20万円の助成となるまで複数回利用できます。
- ③ 最初の交付決定日から5年後には再び住宅リフォームの申請ができます。
- ④ 新たに新築住宅や中古住宅を取得した場合も再利用できます。

## 助成の条件

- ① 工事着手前であること。
- ② 本町に住所を有している方または住所を有する予定である方のうち、満20歳以上の方。
- ③ 町内住宅の所有者で対象住宅に居住している方、または居住する予定である方。
- ④ 町内の建設業者と請負契約を締結した方。
- ⑤ 住宅所有者と同居親族全員が町税や各種使用料などを、完納していること。
- ⑥ 専用住宅および併用住宅（住宅部分のみ）であること。
- ⑦ 新たに新築住宅または同居の親族以外から中古住宅を取得した方

## 工事の種類と助成額

工事の種類	助成対象工事費	助成金額
①住宅の新築 または新築建売住宅の購入	500万円未満	助成対象外
	500万円以上	一律30万円を助成
②住宅リフォーム 合計20万円の助成となるまで複数回使用可能	10万円未満	助成対象外
	10万円以上200万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	200万円以上	一律20万円を助成
③水洗化改造工事 住宅リフォームと併用して行う水洗化改造工事は、「②住宅リフォーム」の工事とみなします。	10万円未満	助成対象外
	10万円以上30万円未満	助成対象工事費の10%を助成
	30万円以上	一律3万円を助成

## 対象の工事

- ・電気工事士の資格が必要な照明器具や機器類（電線と器具の端子を接続するタイプの照明器具・直付け照明器具・ダウンライト・スイッチ・コンセントの増設）
- ・専門業者が設置する器具（ビルトインタイプのIHコンロ及びガスコンロ・エアコン・ロスナイ換気扇・天井換気扇・石油給湯器・ガス給湯器・洗面台・ユニットバス・キッチン・便器など）・風除室・サンルーム

## 対象外の工事

- ・電気工事士の資格が不要な照明器具（コンセント式の照明器具・ペンダントライト・シーリングライト）
- ・照明器具の電球交換・備置きコンロ・ストーブ・家具・家電・カーテン・ブラインド・じゅうたん
- ・住宅附属物（車庫・物置）・外構（舗装・融雪設備・庭・花壇）